

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第84号

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市子ども医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第8条第2項、第2号様式（裏面）注意事項2及び第2号様式の2（裏面）注意事項2中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 受給者証の交付その他これを交付するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）